

福津市入札心得書（設計・測量・調査業務）

1 目的

福津市所掌の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、福津市財務規則（平成 17 年福津市規則第 138 号。以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

2 入札保証金

財務規則第 106 条第 2 項第 2 号により免除する。

3 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、別に定める方法で説明を求めることができる。
- (2) 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- (3) 仕様書及び図面等は、入札以外の用途に使用しないこと。
- (4) 入札書は、福津市入札心得書様式 1 により作成し、封筒に入れずに提出すること。
ただし、入札書の様式が指定されている場合は、その指示に従い作成すること。
- (5) 郵便による入札は認めない。
- (6) 入札の回数は再度入札を含めて 3 回を限度とする。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札に参加させるときは、委任状（福津市入札心得書様式 2）を持参させなければならない。入札書には、会社名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印すること。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札会場において通信機器を使用することはできない。
- (10) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。この場合において、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
ただし、指定された入札書を使用する場合において、金額の記載方法が指示されているときは、それに従うこと。
- (11) 無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者（又は競争入札参加資格申請書を提出した者）は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者（又は競争入札参加資格申請書を提出した者）は、入札を辞退するときは、入札辞退届（福津市入札心得書様式 3）又はその旨を明記した入札書を提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札参加者が 1 者以下の場合、入札の執行は中止する。

7 無効となる入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は、その落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人がある場合は当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (3) あらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記載すべき事項（件名等）の記載内容が、指名通知又は入札公告の表記内容と一致しない入札（誤字、脱字等が3文字以内の軽微なもので、かつ対象業務等の特定が明確であると判断できる場合を除く。）
- (6) 入札書、委任状において記載されている日付が入札執行日と異なる、又は日付の記載がない入札
- (7) 金額の記載がない入札、金額を訂正した入札
- (8) 同一事項の入札において2以上の入札書を提出したもの
- (9) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (10) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

8 失格となる入札

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

9 落札者の決定

予定価格以内の価格であって、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されている場合は、この限りではない。

10 再度入札及び入札不調

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札回数は再度入札を含めて3回を限度とする。
- (2) 再度入札を含む3回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低入札価格が予定価格に近い場合、最低価格をもって入札した者と協議を行い、見積書の提出により、予定価格以内であれば随意契約を行うことがある。ただし、前記にかかわらず協議の中止を行うこともある。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

12 契約保証金等

契約金額が50万円以上の契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社が市と履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの（この場合は業務履行証明書を提出すること）。

13 契約書等の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。

14 前金払及び部分払

(1) 受注者は、契約金額が1000万円以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社と保証契約を締結したものについては、契約締結の日から30日以内に保証書を添えて、契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。市は当該請求を受理した日から原則として14日以内に、受注者の指定した前払金専用口座に振り込むことにより支払う。

(2) 受注者は、仕様書等に部分払の特約がある場合は、財務規則第151条の規定に基づき、部分払を受けることができる。ただし、契約金額が1億円以下で、前金払を行ったときは、部分払いは行わない。

15 業務委託料の支払

業務が完了したときは、受注者の提出する完了届を受理した日より10日以内に受注者立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは、業務委託料請求の日から30日以内に業務委託料の精算額を支払う。

16 契約不適合責任

成果物がこの契約の内容に適合しないものであるときは、成果物引渡しの日から本件に係る建設工事完成後2年間、市は受注者に対して契約不適合の修補を請求し、修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、成果物の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求できることを知った日から5年間とする。

17 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

(1) 入札参加者の費用弁償は行わない。

(2) 契約保証金には、利子を付けない。